

須賀川市公告第51号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づく、地域計画の案を作成したので、同条第7項の規定により、地域計画案を公告し、次により縦覧に供する。

令和8年8月6日

須賀川市長 大寺正晃

1 縦覧場所

須賀川市産業部農政課 須賀川市八幡町135番地

2 縦覧期間

令和8年8月6日～令和8年8月20日

3 意見書の提出方法等

意見書は日本語に限り、郵送又は持参により縦覧期間満了の日までの提出とする。意見書には個人の場合にあっては住所、氏名、職業を、法人にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。なお、地域計画案の利害関係者以外は意見書を提出できない。